

## 令和4年度 第2回瑞浪市文化財審議会

日時：12月7日（水）11時00分～

場所：瑞浪市化石博物館（別館）

### 次 第

1. あいさつ

2. 審議事項

1) 瑞浪市指定文化財の指定解除について【資料1】

3. その他

## 瑞浪市無形文化財「陶人形」について

## 【文化財の概要】

- ◎分 類 無形文化財（工芸技術）
- ◎保持者 伊村徳子
- ◎所在地 瑞浪市日吉町白倉
- ◎指 定 平成 24 年 2 月 29 日
- ◎概 要

焼き物で人物を表現することは、洋の東西を問わず古くから行われてきました。日本においては縄文時代の土偶や古墳時代の形象埴輪などが古い作例といえますが、写実的な表現をとるものとしては、江戸時代における有田色絵人形などが知られています。

美濃においては、江戸時代初期の南蛮人燭台がその代表的な作例として知られ、写実的な表現に加えて銅緑釉（織部釉）や鉄釉などが施される点が特徴とされます。その美術的な価値は高く評価されていますが、伝製品は極めて作例が少ないものです。

伊村徳子氏は大阪府生まれ、金沢美術工芸大学を卒業後、日吉町に窯を築きました。当初は食器などを制作していましたが、その後はオブジェや陶人形へと創作の幅を広げていきました。氏の陶人形は高い表現力に加え、美濃焼の伝統的加飾技法である銅緑釉や鉄絵、錆化粧などを施す点が特徴です。特に多用されるのは銅緑釉で、多くは印花（型押し文様）と併せて用いられます。

## 【滅失等の経緯】

令和 4 年 10 月 22 日死去（翌日届出）

(写)

瑞教ス文第126号  
令和4年11月22日

瑞浪市文化財審議会  
会長 可知正己 様

瑞浪市教育長 伊藤 慶和

瑞浪市指定文化財の指定解除について（諮問）

標記の件について、瑞浪市無形文化財「陶人形」保持者の伊村徳子氏の死亡が確認されたので、瑞浪市文化財保護条例第4条第1項の規定により、文化財の指定解除について諮問します。

記

1. 指定番号 瑞浪無第13号
2. 種類 無形文化財（工芸技術）
3. 名称 陶人形

(案)

令和4年12月 日

瑞浪市教育長 伊藤 慶和 宛

瑞浪市文化財審議会  
会長 可知正己

瑞浪市指定文化財の指定解除について（答申）

令和4年11月22日付け瑞教ス文第126号で諮問のありました標記の件について、当審議会で慎重に審議し意見を取りまとめたので、下記のとおり答申します。

記

次の文化財の指定解除を適当と認める。

- |         |                          |
|---------|--------------------------|
| 1. 指定番号 | 瑞浪無第13号                  |
| 2. 種類   | 無形文化財（工芸技術）              |
| 3. 名称   | 陶人形                      |
| 4. 理由   | 文化財保持者の逝去による             |
| 5. 備考   | 指定解除日は令和4年10月22日（死亡日）とする |